

3 設備に関する事項

施設の快適な利用のために

だれもが安全で快適に利用できる施設の整備にあたっては、安全で利用しやすい動線計画や移動空間、室内空間に対する配慮も必要ですが、より利用しやすい環境づくりのために、受付カウンターやスイッチ類等設備へのきめ細かな配慮や気づかいが重要です。さらに、新たに開発されている設備機器や補助器具等の情報の収集に努め、必要に応じて導入することが望まれます。

[1] 手すり

基本的な考え方

手すりは高齢者や障害のある人などの安全を確保し、動作を補助するために有効になります。
 ただし、使用目的や設置場所に十分な配慮をしないと使いにくいものになってしまうため、必要な場所に適切な形状のものを設置するとともに、材質や色、デザイン面への配慮も必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

| 必ず整備すべき基準 | | 解説 |
|-------------------|---|--|
| 整備基準 | 設置場所 ●手すりは廊下、階段・傾斜路その他（エレベータ、便所、浴室等、更衣室およびシャワー室、客室）各項の規定によって設置する。 | → 手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に気を付けなければならない。例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。 |
| 望ましい整備 | | 解説 |
| 設置場所 | ○移動用手すりの取付高さは75～85 cm程度とする。 | → (図 I.3.1.5) 将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。 |
| 階段、傾斜路等の手すり（移動用） | ○手すりは統一した高さで連続して設ける。 ○階段・傾斜路の端は、体の安定など移動動作を補助したり、階段や傾斜路の存在を予告するため、30 cm以上水平に延長する。 ○子供の利用を考慮した施設等では、取付高さが60 cm～65 cm程度の手すりを併設する。 | → (図 I.3.1.3、図 I.3.1.5) 手すりが連続していないと、高齢者、障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向がわからなくなったりする可能性がある。手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内紙、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。 |
| 便所・浴室等の手すり（動作補助用） | ○動作に応じて水平、垂直、斜め等に適切に設ける。（「2室内に関する事項（1）便所・洗面所（P.I-63）、（3）浴室等（P.I-98）」の項参照） ○床面から支持する手すりは、車いすの転回の支障とならないよう配慮する。 | |

| 望ましい整備 | | 解説 |
|--------|--|--|
| 形状 | <ul style="list-style-type: none"> ○手の小さな人でも握りやすいように外径寸法に配慮する。 ○壁との間隔は手と壁が接触しないようにする。 ○手すりの支持は移動の際、手が引っかからない形状とする。 ○手すりの端部は衝突の危険性を少なくするよう、下方または壁面の下向に曲げる。 ○固定手すりは堅固に固定する。 | <p>(図 I .3.1.1、図 I .3.1.2、図 I .3.1.4、図 I .3.1.7)</p> <p>形状、強度等に十分配慮する必要があるが、棚、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとして利用できるような方法も考えられる。</p> |
| 材質 | <ul style="list-style-type: none"> ○肌触りがよく、耐久性がありメンテナンスの容易なものとする。 ○階段や傾斜路等の手すりは、体重をかけた時にも滑りにくいものとする。 | <p>金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とする等に配置する。</p> |
| 誘導標示 | <ul style="list-style-type: none"> ○手すり端部や曲がり角、階段の終始点などの要所には現在位置及び誘導内容等を点字で標示する。(点字が読めない人にとっては、数字などの浮き彫り標示も有効である。) | <p>(図 I .3.1.3、図 I .3.1.4、図 I .3.1.8、図 I .3.1.9)</p> |

手すりのチェック項目は、1.廊下等 2.階段 3.傾斜路 4.便所 5.敷地内通路にありますので各項目にてチェックしてください。

| 関連する章 |
|--------------------------|
| I・1・[2] 敷地内の通路 P.I-7 参照 |
| I・1・[5] 廊下等 P.I-31 参照 |
| I・1・[6] 傾斜路 P.I-37 参照 |
| I・2・[1] 便所・洗面所 P.I-63 参照 |

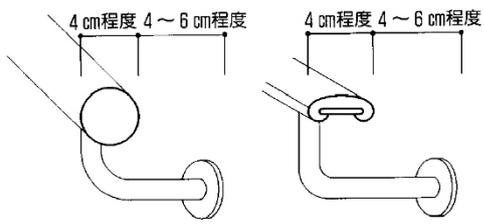
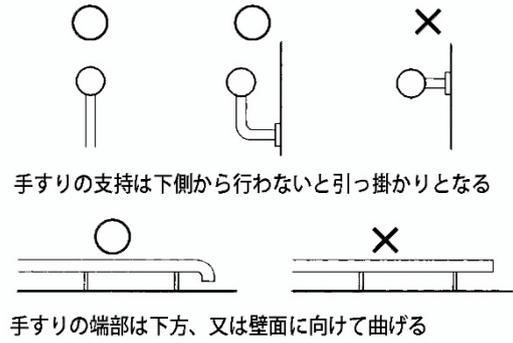


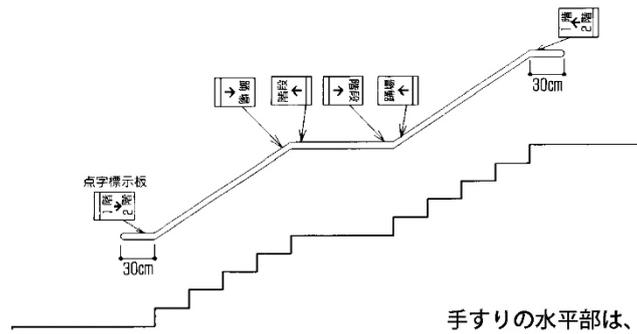
図 I.3.1.1 移動用手すりの形状



手すりの支持は下側から行わないと引っ掛かりとなる

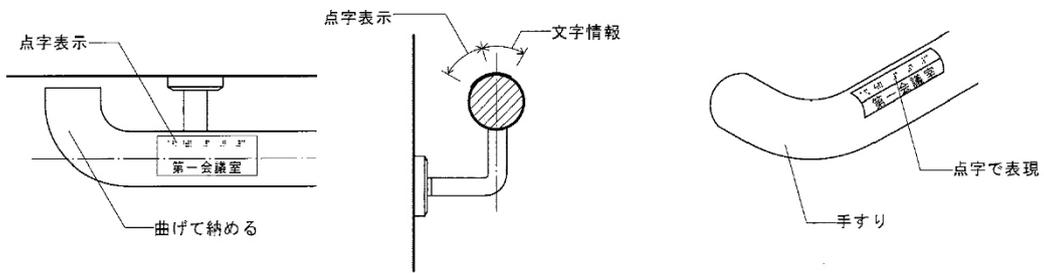
手すりの端部は下方、又は壁面に向けて曲げる

図 I.3.1.2 壁との関係、端部の処理



手すりの水平部は、30 cm以上張り出す

図 I.3.1.3 階段手すりと点字標示取付例



袖の引っ掛かりがないよう、曲げて納める

図 I.3.1.4 手すりの端部と点字標示

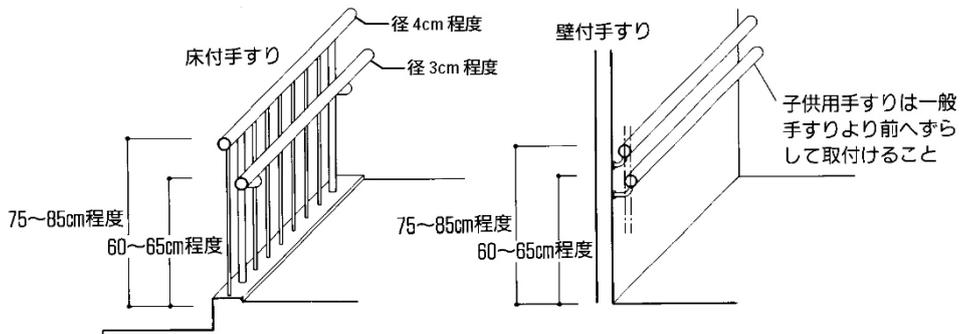


図 I.3.1.5 親子手すりの例

設置例



図 I.3.1.6 2段手すり



図 I.3.1.7 曲げて納める



図 I.3.1.8 点字で表現



図 I.3.1.9 点字で表現

[2] 受付カウンターおよび記載台(特定施設整備基準 第20)

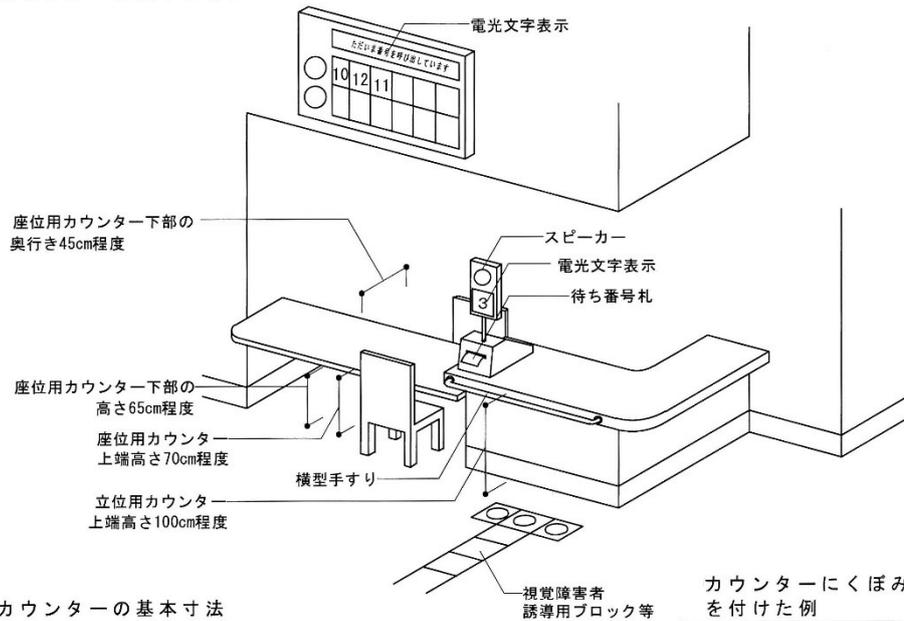
基本的な考え方

受付カウンターや記載台を設ける場所は、障害がある人などの利用に配慮しなければなりません。車いす使用者が利用できるカウンターは、高齢者などが椅子に座って利用できるといったメリットもあります。また、立位のカウンターや記載台にも、体の支えとなるような工夫が望まれます。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

| 必ず整備すべき基準 | | | 解説 |
|-------------------|---|---|---|
| 車いすに対応したカウンター等の仕様 | <p>●受付カウンター等を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とする。</p> <p>ただし、以下の用に供する特定施設(用途面積が500㎡以下のものに限る)で、受付カウンター等以外の場所または設備により同等の機能を確保できる場合は、この限りでない。〈建20〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所等(患者を入院させるための施設を有するものを除く。) ・自動車教習所等(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供するものに限る。) ・購買施設等 ・サービス施設 ・飲食店等 | | |
| 望ましい整備 | | | 解説 |
| 車いすに対応したカウンター等の仕様 | <p>○車いす使用者等に配慮したカウンター等は天板の高さを70cm程度、下部に車いすのキャスターやひざが入るよう65cm程度の空間を確保する。</p> <p>○車いす使用者等が近接できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が転回できる水平なスペースを確保する。</p> | | (図 I.3.2.1、 図 I.3.2.2) |
| いすの位置 | ○車いす使用者等に配慮したカウンター等には、高齢者などが椅子に座って利用できるように、移動式の椅子を備え付ける。 | | |
| 視覚障害者への配慮 | ○呼出をおこなうカウンターでは聴覚障害者等に配慮した案内標示とする。 (「4 情報・案内に関する事項(2) 案内標示(P. I-146)の項参照) | | (図 I.3.2.1) |
| 立位のカウンターの仕様 | 立位で使用するカウンター等は杖使用者などが身体の支えとなるよう、床又は壁に固定し、必要に応じ手すりを設置する。 | | (図 I.3.2.1、 図 I.3.2.2) |
| カウンターの仕様 | ○杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。 | | (図 I.3.2.1) |
| 机上の照明 | ○机上の照度を十分に確保する。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。 なお、スポットライトは避ける。 | | |
| ディスプレイ装置 | ○役所、病院、銀行等で呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障害者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。 | → | 赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくく、色覚に障害がある人(色弱者)には、光った赤は、黒に近い色に見えるため、注意する。 |

カウンターの標準モデル



カウンターの基本寸法
カウンター・記載台等

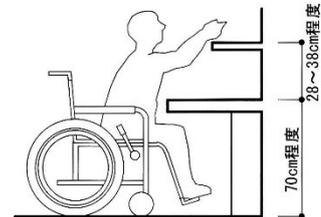
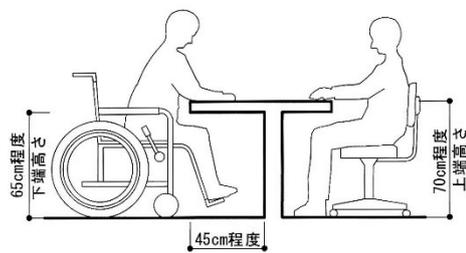
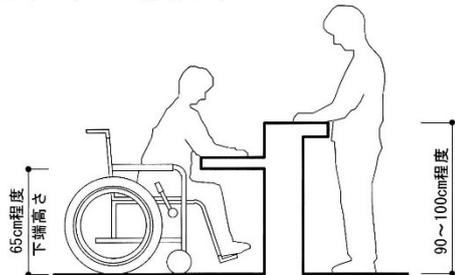


図 I.3.2.1 カウンター等の設置例

| チェック項目 (条例の基準) | | | | |
|----------------|----------------------------------|---|---|--|
| 20 受付カウンター等 | 受付カウンターおよび記載台の設置 (無の場合は、以下は記入不要) | 有 | 無 | |
| | 受付カウンター等は、車いす使用者が利用できる高さ等に配慮した構造 | 有 | 無 | |
| | 同等の機能を確保できる受付カウンター等以外の場所または設備の設置 | 有 | 無 | |



電光掲示板

車いす利用可能カウンター

図 I.3.2.2 窓口カウンター

聴覚障害者等の利用

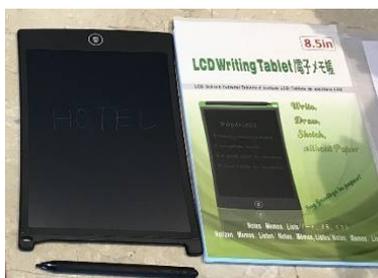
・受付カウンター等に、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、タブレット端末等を常備し、「筆談で対応します。」「卓上対話支援機器等の用意があります。」という案内や筆談等の支援に関する表示（耳マーク※1、手話マーク・筆談マーク※2等）を設置する。

※1 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

※2 窓口、受付に設置した場合、「手話で対応します。」「筆談で対応します。」という意味のシンボルマーク。（一般財団法人）全日本ろうあ連盟が策定しており、利用のための申請等は不要である。



・筆談ボード（磁気式のメモボード）
・耳マークの表示



・筆談ボード（感圧式の液晶パネル（電子黒板））



・難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口等に設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）



留意点：タブレット端末

・視覚障害者等は、スマートフォン・タブレット端末等を使用しづらいため、これらの機器に頼らずに人的対応を行う必要がある場合もあることに留意する。

図 I.3.2.3 聴覚障害者等の利用

[3] 公衆電話所

基本的な考え方

電話は日常生活に欠かせない通信手段であり、公衆電話所は、車いすでの利用に配慮するだけでなく、高齢者や視聴覚障害者など、すべての人が快適に利用できるような配慮が必要です。また、聴覚障害者の通信手段の確保のために、ファクシミリなどの機器の導入も望まれます。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

| 必ず整備すべき基準 | | | 解説 |
|-----------|--------------|--|----|
| 整備基準 | 公衆電話の様 | ●公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用できる高さ等を配慮した構造のものとする。〈建21の(1)〉 | |
| | 出入口を設ける場合の配慮 | ●公衆電話所に出入口を設ける場合は「1移動に関する事項(4)出入口・玄関(P.I-22)」の項の規定による。〈建21の(2)〉 | |

| 望ましい整備 | | | 解説 |
|--------|---|--|----|
| 配置 | ○高齢者や障害者等に配慮した公衆電話所は、奥まった場所や、接近しにくい狭いスペースに設けたりしないよう、わかりやすい場所に配置する。 | | |
| 形状・寸法 | ○公衆電話を多数設置する場合には、音響増幅装置およびカードの挿入口、金銭投入口等に点字標示された公衆電話を設ける。 ○車いす使用者が近接でき、容易に利用できるような十分なスペースを確保する。 ○高齢者等に配慮して移動できる椅子や手荷物を置く棚などを設ける。 ○杖使用者等の利用を考慮し、体を支える壁面や手すりを設置する。 ○椅子や手荷物を置く棚などを設け、利便性の向上に配慮する。 ○カウンターの下部に車いすのキャスターや膝が入る空間を確保する。 ○電話機はダイヤルの中心部の高さが90～100 cm程度となる位置に設置する。 | <p>.....→ (図 I .3.3.1)</p> <p>.....→ (図 I .3.3.1、図 I .3.3.2)</p> <p>.....→ (図 I .3.3.1～図 I .3.3.3)</p> | |
| 電話機等 | ○電話機には、点字表示及び音量調節機能をつける。 ○聴覚障害者の利用が多い施設に公衆電話所を設ける場合は、聴覚障害者用ファクシミリを1以上設ける。 ○ファクシミリを設置する場合、送信紙を置くためのスペースを設ける。 | | |
| 照明 | ○電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮する。 | | |

| チェック項目 (条例の基準) | | | | | |
|----------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------------|----|---|
| 21 公衆電話所 | 公衆電話所の設置 (無の場合は、以下は記入不要) | | | 有 | 無 |
| | 公衆電話所の構造 | (1) 電話台の高さ等は、車いす使用者が利用できるもの | | 有 | 無 |
| | | (2) 公衆電話所の出入口の設置 | | 有 | 無 |
| | 出入口の構造 | 幅は、80cm以上 | | cm | |
| | | 戸を設ける場合の構造 | 戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの | 有 | 無 |
| | | 戸の前後の高低差 | 有 | 無 | |

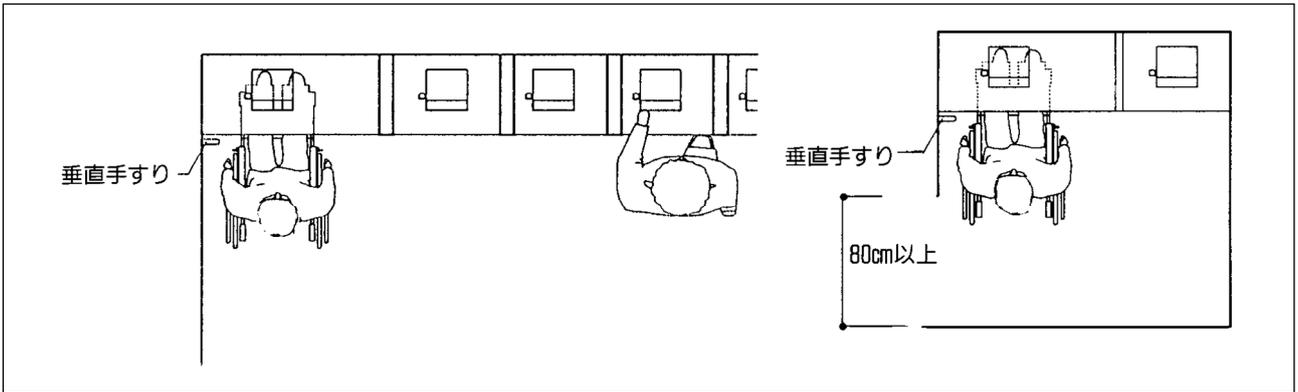


図 I.3.3.1 電話台の設置例

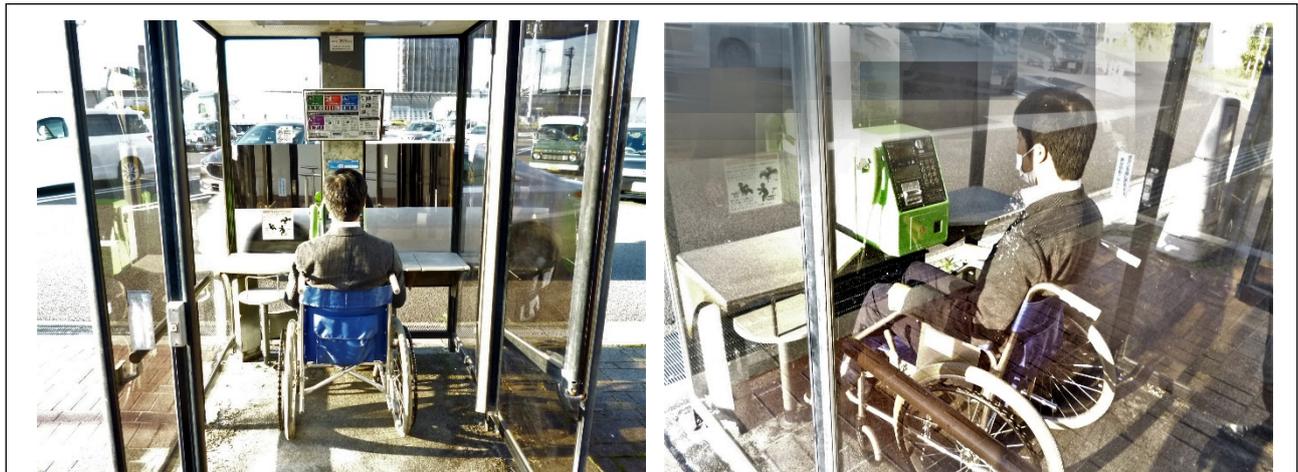


図 I.3.3.2 公衆電話ボックス



図 I.3.3.3 公衆ファックス

[4] 券売機

基本的な考え方

駅や遊園地などでは、乗車券や入場券などの販売に自動券売機を導入している例が多くみられます。これらも障害がある人などに配慮する必要があります。機械によってあらゆることに対応できるわけではないため、できる限り窓口を併設することが望まれます。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

| 必ず整備すべき基準 | | 解説 |
|-----------|---|-------------|
| 設置基準 | <p>●券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。〈建22〉</p> <p>①金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。</p> <p>②点字による表示を行う。手すりは、移動動作や、他の設備との位置関係に配慮して設置する。</p> | |
| 望ましい整備 | | 解説 |
| 設置基準 | <p>○金銭投入口、操作ボタン及び取だし口等の高さは110cmを標準とする。</p> <p>○金銭投入口は硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。</p> <p>○操作面が斜めになっている券売機では、車いす使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮する。</p> | (図 I.3.4.1) |
| 形状・寸法 | <p>○券売機の前面には、車いす利用者が容易に転回できる水平スペースを確保する。</p> <p>○腰壁部分は車いす使用者が近づきやすいように、カウンター下部に高さ60cm程度以上の蹴込みを設ける。</p> <p>○車いす使用者や子供など、それぞれの利用者の視線角度を考慮した操作ボタンとする。</p> | (図 I.3.4.2) |
| 誘導表示 | <p>○券売機の操作ボタン・行先・料金表等は、点字による標示を併記する。</p> <p>○点字は、はがれにくいものとする。</p> <p>○券売機の横に点字運賃表を設置し、可能な限り大きな文字でその内容を示す等により弱視者の利用に配慮する。</p> <p>○券売機の操作は、タッチパネル式では、視覚障害者及び車いす利用者が利用できないため、点字標示付きの押しボタンを設ける。</p> | |

| チェック項目 (条例の基準) | | | | | |
|----------------|------------------------|------------------------|--------------------------|---|---|
| 22 券売機 | 券売機の設置 (無の場合は、以下は記入不要) | | | 有 | 無 |
| | 券売機の構造 (1以上) | (1) 金銭投入口および操作ボタンの構造 | 金銭投入口の高さ等は、車いす使用者に配慮したもの | 有 | 無 |
| | | | 操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの | 有 | 無 |
| | | (2) 投入口、操作ボタン等に点字による表示 | 有 | 無 | |



図 I.3.4.1 券売機

< 発券機の例 >



- ・ 車椅子使用者の膝が入るよう
卓上に設置された発券機



- ・ 車椅子使用者が使いやすい
高さの発券機（番号札）

図 I.3.4.2

[5] コンセント・スイッチ等

基本的な考え方

自力で操作する必要があるスイッチなどは、障害がある人などにも配慮が必要です。小型で標示のわかりにくいスイッチは、手先の機能が低下している人や目が不自由な人には使用しにくいものです。また、高齢者や車いす使用者の場合は、操作できる位置にも配慮する必要があります。

●：必ず整備すべき基準（該当無し） ○：望ましい整備

| 望ましい整備 | | 解説 |
|--------|--|---|
| 形状・寸法 | <ul style="list-style-type: none"> ○自力で操作する必要があるコンセント・スイッチ等は、高齢者、障害者等がわかりやすく、手の届く位置に設置する。 ○スイッチボタンは大型で操作の容易なものとする。 ○スイッチの高さは、110 cm程度（ベッド周辺においては 80～90 cm程度）とする。 ○コンセントの高さは、40 cm程度とする。 ○同一の建築物内では、同一の用途のスイッチ類は統一した設置高さ、設置位置、デザインとする。 | <p>→ (図 I.3.5.1～ 図 I.3.5.3、図 I.3.5.5)</p> |
| 標示 | <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者にとっては、スイッチやボタンなどの用途が判別困難な場合があり、必要に応じて点字標示を併記し、色彩の対比を明確にする等の配慮をする。 | <p>→ (図 I.3.5.4)</p> |

コンセント、スイッチの高さの例

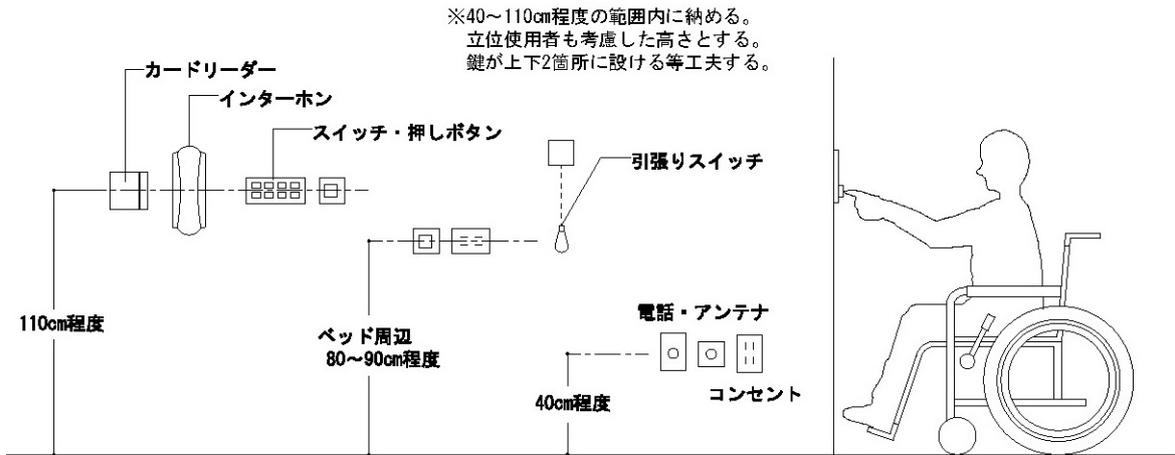


図 I.3.5.1 コンセント、スイッチの高さの例



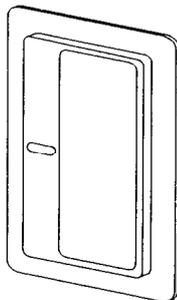
- ・床から110cmの高さに統一して、設けられた戸の施錠・解錠ボタン、ドアモニター、空調スイッチ



- ・電動車椅子のバッテリー充電のため、床から40cmの高さに設けられたコンセント

図 I.3.5.2 コンセント・スイッチの高さ

- ・タンブラスイッチ



スイッチの位置の分りやすい
パイロットスイッチ付

- ・プッシュスイッチ



図 I.3.5.3 大型スイッチの例



図 I.3.5.4 多目的トイレ出入口ドアスイッチ (わかりやすいスイッチ)



図 I.3.5.5 車いす使用者みらい使いやすい高さの高いコンセント

[6] その他（ベンチ・水飲み器・家具等）

基本的な考え方

高齢者や妊産婦など疲れやすい人にとっては、座って休憩する場所が適度に設けられていることが、外出しやすい環境をつくることになります。公園や待合室だけでなく、通路やホールなどにもベンチや水飲み器の設置が望まれます。また、ポストや、飲食店のテーブル、スーパーのレジなど、障害をもつ人などに配慮しなければならない部分が数多くあります。

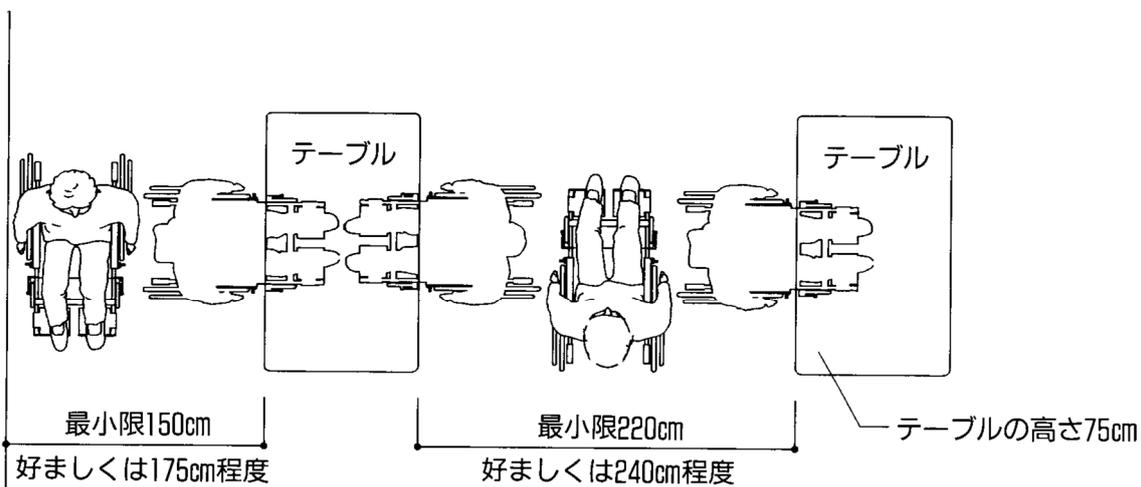
●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

| 必ず整備すべき基準 | | 解説 |
|-----------|---|----|
| 整備基本 | ベンチ等 ●病院・診療所等、公会堂・集会所、図書館・博物館等、購買施設等、体育館等、展示場または官公庁舎等で用途面積が、2,000 m ² を越える特定施設にあっては、高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設備を設ける。〈建25〉 | |

| 望ましい整備 | | 解説 |
|--------|--|---------------|
| ベンチ等 | ○必要に応じ休憩用のベンチを設ける。 ○ベンチを設置するときは、車いす使用者も並んで休憩等ができる水平なスペースを設ける。 ○一般用のベンチは、ゆっくりとくつろげるよう座板の奥行きに配慮し、背板や肘掛けを設ける。 | |
| 飲み器等 | ○車いす使用者が利用できるよう、下部には車いすのキャスターやひざが入る空間を確保する。 ○杖を立てかける場所や、手荷物等の置き場所に配慮する。 ○飲み口は上向きで車いす使用者が利用しやすい位置とする。 ○給水栓は使いやすいボタン式やレバー式とし、手の不自由な人の利用も考え、足踏み式を併設する。 ○吸水量の調節できるものとする。 ○車いす使用者が近接でき容易に利用できるよう、十分なスペースを確保する。 | → (図 I.3.6.3) |
| テーブル等 | ○会議室や事務室、飲食店等で車いす使用者が利用できるように、机やテーブルの高さ、通路幅や机下部空間の確保等に配慮する。 | → (図 I.3.6.1) |
| レジ等 | ○百貨店やスーパーマーケット等では、レジや売り場の通路幅の確保、売り場と通路との段差の解消、レジカウンターの高さ等に配慮する。 | |
| 駐輪場 | ○自転車やバイクが通路等にあふれないよう、施設には十分は駐輪スペースを確保する。 | |
| ポスト | ○ポストは車いす使用者でも利用できるように安全な場所に設置し、水平スペースの確保や段差の解消等に配慮する。 | |
| 車いすの常備 | ○施設内には車いすの乗り換えや、緊急時の対応等のために、施設利用者がいつでも使用できるように車いすを常備する。 | |
| 自動販売機 | ○必要に応じて金銭投入口・操作ボタン・取出し口などの高さに配慮した障害者等が容易に利用できる自動販売機を設置する。 | → (図 I.3.6.2) |

チェック項目（条例の基準）

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|--|
| 25 休憩設備（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるもの） | 高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設置（1以上） | 有 | 無 | |
|---|----------------------------|---|---|--|



（各寸法は有効幅とする）

図 I.3.6.1 テーブル間の有効幅



車いす使用者等優先レジの例



図 I.3.6.2 自動販売機



図 I.3.6.3 水飲み器